令和2年度第3回岩手県消費生活審議会議事録

日 時 令和2年9月18日(金) 14:30~15:25

場 所 県民生活センター 大ホール

【出席者】

○委員(五十音順)

菊地清晴委員 主濱了委員 菅原情子委員 清宮克敏委員 高橋昌造委員 田上みね子委員 平本丈之亮委員 米田ハツエ委員 松岡勝実委員 宮崎勝徳委員 山口研介委員 山口貴伸委員 吉田信一委員 吉田敏恵委員

○事務局(岩手県)

藤澤敦子企画理事兼環境生活部長 新沼司県民くらしの安全課総括課長 藤本さとえ県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

1 開 会

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから岩手県消費生活審議会を開催いたします。

本日の委員の皆様の御出席は、委員総数 16 名の半数以上の出席となっておりますので、 岩手県消費生活条例第 37 条第 2 項の規定により当審議会が成立していることを御報告いた します。

なお、県の情報公開制度の一環として、この審議会の録音や会議録は公開となりますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして、藤澤企画理事兼環境生活部長から御挨拶を申し上げます。

〇藤澤企画理事兼環境生活部長

皆様、こんにちは。環境生活部長の藤澤でございます。委員の皆様におかれましては、 大変お忙しい中、この第3回の岩手県消費生活審議会に御出席を賜り、本当にありがとう ございます。

前回の第2回は先月の28日ということで、1か月を置かずの開催でございます。前回の審議会では大変お暑い中、御審議を賜りましてありがとうございました。やっと気候も落ち着いてきたところでございます。

さて、岩手県消費者施策推進計画の基本的方向につきましては、昨年4月に本審議会に対して諮問をさせていただきました。諮問以来、審議会におきましては、計画の方向性や施策の方向について、積極的に御審議をいただいており、先月開催いたしました第2回の

審議会においては、計画素案について、委員の皆様から御意見をいただいたところです。 また、消費者団体や岩手弁護士会との意見交換会を通じ、関係の皆様からも様々な御意見 を寄せていただいたところです。

本日はこうした御意見を踏まえ取りまとめました、次期岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について御審議をいただき、答申を頂戴したいと考えているところでございます。 限られた時間ではありますが、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りたく、お願いを申し上げ、あいさつといたします。

3 委員紹介

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、会議に入ります前に、前回御欠席で、今回御出席いただいております委員の 皆様を、お手元の名簿に従い、五十音順で御紹介させていただきます。

菊地委員でございます。

〇菊地清晴委員

商工会連合会の菊地です。どうぞよろしくお願いします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

菅原委員でございます。

〇菅原情子委員

よろしくお願いします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

清宮委員でございます。

〇清宮克敏委員

清宮でございます。どうぞよろしくお願いします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

宮崎委員でございます。

○宮崎勝徳委員

宮崎でございます。よろしくお願いします。

4 議事

岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について(答申案)

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから4、議事に入らせていただきます。条例第36条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては 平本会長にお願いいたします。

〇平本丈之亮会長

皆様、こんにちは。会長の平本でございます。今日の審議会につきましては、次期消費 者施策推進計画について、今までの議論を踏まえた答申案を審議するということになって おります。

本日の会議の予定ですが、おおむね 16 時の終了を目指して進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず議事録署名人の指名ですが、審議会の運営規定により会長が指名することになっております。吉田敏恵委員と宮崎勝徳委員を議事録署名人に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。岩手県消費者施策推進計画の基本的方向 について(答申案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

それでは、消費者施策推進計画の基本的方向について (答申案) について御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、第2回審議会におきまして委員の皆様から頂きました御意見については、先に 資料とともにお送りしているところでございますが、こちらの対応状況について、主なも のを御説明いたします。

まず成果指標についてですが、こちらは本日の資料の26ページをお開きください。26ページは、主要指標一覧でございます。県が目標値を定めて取り組むこととしております主要指標のうち、活動の成果を指標としているものについて御紹介をいたします。まずII、消費者と事業者との取引の適正化のうち、27ページの一番上になりますが、単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合、そしてIII、消費者教育の推進のうち、ページをめくっていただきまして、下から2つ目になりますが、ルールを守って情報機器を利用することが大切だと思う児童生徒の割合、そして29ページのIV、消費者被害の救済のうちの一番上、消費生活相談の解決割合、それからページをめくっていただきましてV、市町村・関係機関等との連携・協働のうち、ページは31ページになりますが、上から2つ目の省エネ活動を実施している県民の割合、こちらの4項目となっております。特に消費者トラブルの動向については、社会経済情勢によるところも大きく、相談件数などを指標とすることが難しいところではありますが、引き続き検討は進めてまいります。併せまして、取組の成果を補足するため、例えば消費生活センター等の相談窓口の認知度や消費生活の関心事項などの県民意識調査を実施し、審議会での報告と計画の進行管理とをしてまいりたいと考えております。

また 29 ページに戻りますが、消費生活相談の解決割合についてでございます。こちらは 消費者の実感と異なるので、見直しできないかという御意見をいただいたところでござい ます。相談解決割合については、行政の相談窓口といたしましては相談員によるあっせん 解決のほか、相談者への情報提供や関係機関への紹介につきましてもその役割と捉えてお りますので、御理解くださるようお願いいたします。なおページの一番下にありますが、 こちらの欄外に注釈をつけ、説明を加えたところでございます。

次に、12 ページを御覧ください。施策の方向の体系図でございます。御意見の中で、事業者へのゴミの削減要請や働きかけについて記述いただきたいというお話がございました。こちらは、該当する項目といたしましてはIII番、消費者教育の推進の中のオ、持続可能な社会の実現に向けた行動の促進ということになります。ただこちらのIII番は、消費者教育の推進という項目でございまして、消費者の意識醸成や自主的な行動を目標とした普及啓発に取り組むというものでございます。そうしたことから、本文への要請であるとか働き掛けという直接の記述は難しいものと考えております。なお頂いた御意見につきましては、エシカル消費の普及啓発の取組の中で、事業者あるいは関係機関への働き掛けを行ってまいります。併せまして、御意見の趣旨については、県の関係課にも情報提供させていただいたところです。

またメール等、情報通信技術を活用した相談の受付や普及啓発活動についての御意見が ございました。こちらにつきましては、国や他県の取組状況などを参考に、今後対応を検 討してまいります。

それでは計画の答申案について、概要の説明をいたします。ページは、初めに戻りまして資料の1ページを御覧ください。1、計画策定の趣旨でございます。本計画は、岩手県消費生活条例を踏まえ、具体的な消費者施策を進めるためのアクションプランとして策定されたものであり、これまでもこちらに基づいた取組を進めてまいりました。

少し下段になりますが、平成31年3月に策定されましたいわて県民計画では、安全という政策分野において消費者施策の推進を掲げており、消費者被害の防止などに取り組んでいるところです。

また、中段に戻りますが、国においては令和2年3月に第4期消費者基本計画が策定されております。この計画は、これまでの取組や国の消費者行政の目標を踏まえた令和2年度から6年度までの5年間の計画となっております。

ページをめくっていただきまして、3ページからは消費生活をめぐる現状が記載されて おりますが、説明は省かせていただきます。

4枚めくっていただきまして、10ページを御覧ください。こちらは、3として課題を記載しております。主な項目を御説明いたします。(3)の消費者教育の推進では、相談に占める割合が高い高齢者への啓発が必要とされています。また、令和4年からの成年年齢引き下げによる若年者の消費者被害の増加が懸念されており、一層の啓発が併せて必要とされています。さらに、レジ袋の辞退や省エネルギーなど、持続可能な社会の実現に向けた自主的な行動を促す取組なども必要とされております。

また、(4) の消費者被害の救済ですが、こちら一番下の段落になりますが、高齢者の被害防止のため、地域での見守り活動など、関係者が連携した取組を進めることが必要とされております。

11 ページに移りますが、(5)、市町村・関係機関等との連携・協働では、食品ロスやプラスチックゴミの削減など、消費者と事業者との連携・協働による取組が必要とされています。

めくっていただきまして、12 ページを御覧ください。こうした現状や課題を踏まえまして、計画の基本目標は「消費者被害の防止と救済に取り組み、暮らしの安心を実感できるいわて」とし、施策の方向として、5 つの柱と 16 の具体的な施策をお示ししております。消費者施策は、消費者安全に関するセーフティーネットとしての意味合いを持つものであり、継続した取組が求められることから、施策の方向は前計画の枠組みを踏まえまして、I 、商品やサービスの安全の確保、II 、消費者と事業者との取引の適正化、II 、消費者教育の推進、IV、消費者被害の救済、II 、市町村・関係機関等との連携・協働のII 5 つとしております。

主な施策について御説明いたします。13 ページを御覧ください。一番下の項目になりますが、Ⅲ、消費者教育の推進のうちのイ、高齢者に対する消費者教育の推進では、被害に巻き込まれやすいなど、高齢者の特性に配慮した出前講座を開催するほか、地域団体等とも連携した注意喚起や啓発を行ってまいります。

次に、14 ページを御覧ください。ウ、成年年齢引き下げへの対応では、教育委員会と連携し、教員向け研修の実施や学校に出向いての高校生向けセミナーの開催など、消費者教育の充実を図ってまいります。また、オの持続可能な社会の実現に向けた行動の促進では、障がい者支援につながる商品の購入やリサイクル、リユースといった3Rの推進、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発等を図り、消費者と事業者の自主的な行動を促してまいります。

次に、IVの消費者被害の救済では、ア、消費生活相談対応の充実として、消費生活相談 員による相談対応や弁護士会と連携した相談対応を引き続き継続して実施していくほか、 消費者被害の防止に向け、災害時や感染症の拡大時におけるホームページや各種広報媒体 の活用による情報提供など、注意喚起に努めてまいります。

15 ページになりますが、ウの地域のつながりをいかした見守り体制の構築では、地域において高齢者を見守り、その被害防止や救済につなげる消費者安全確保地域協議会について、地域にある既存のネットワークなども活用しながら設置を進め、高齢者の見守りの充実を図ってまいります。

またV、市町村・関係機関等との連携・協働では、イ、関係機関との連携として、市町村はもとより、弁護士会、事業者団体、警察、適格消費者団体等とも連携した消費者支援を行うとともに、ウ、消費者と事業者との協働として、環境保全活動やエシカル消費の推進において、消費者と事業者とが連携、協働する取組を進めてまいります。

1枚めくっていただきまして、16ページを御覧ください。毎年度の計画の進捗状況は、 当委員会に報告させていただきます。また先ほども御説明したように、成果を補足するための県民意識調査を行い、その結果についても御報告させていただきます。 17 ページからは事業概要となっており、各項目に関係する主な事業を掲載しております。 また 26 ページからは、先ほども御覧いただきましたが、主要指標の一覧を掲載しております。

そして、31 ページからは参考指標の一覧を掲載しております。以降参考資料ということで、県条例、年表を記載しております。

以上で答申案の概要についての御説明を終わらせていただきます。

〇平本丈之亮会長

ありがとうございました。

この次期岩手県消費者施策推進計画についてですが、これは先ほど事務局からも説明がありましたように、昨年4月に知事から当審議会に諮問を受け、以来これまで、委員の皆様の熱心な議論を経て、今回このような形での答申案を作成するに至ったところです。答申案の作成に当たりましては、皆様には種々御協力いただきましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明を踏まえて、この答申案について何か皆様から御意見等ございましたらいかがでしょうか。

どうぞ。

〇吉田敏恵委員

岩手県生協連の吉田です。去年参加しておらず今年から参加したので、別に覆すつもりはないのですが、疑問に思ったことを質問させてください。

まず、27 ページの指標に関して質問したいのですが、先ほど説明のありました単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合のパーセント、これが5年間ずっと同じになっている。同じパーセントを継続していくことにもそれなりの苦労があるとは思うのです。従って、この57.3 の維持というのが大変であるので毎年ずっと同じ数字なのか、それともほかの理由があるのか、これだけを見ると何もしないのかとも思ってしまうので、説明が欲しいと思いました。

それからもう一点はその下なのですが、セミナーを受講する人が毎年何人と累計で書いてあり、その年に何人ということが書いていないのですが、できれば何人と書いてもらったほうが親切であると思います。実際毎年どれぐらいの規模でセミナーが行われているのかは引き算をすれば分かります。ただ、令和6年に3万4,000人もの人が受講したのだという到達が大事なので累計にしているのかもしれませんが、ここだけ累計なのはどうしてなのか疑問に思いました。

〇平本丈之亮会長

お願いします。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

単位価格表示に取り組んでいる店舗の割合につきましては、これまでもこの指標は使っておりまして、唯一100%に達しなかった項目ということで前回の審議会でも御紹介させて

いただきましたが、なかなか上げるのが難しい数字でございます。単位価格表示の制度というのは昭和50年代に始まった制度ということで、古い制度ではございますが、各県で独自に基準を定めているものになります。今ではその基準のない県、市も多くございまして、例えば広域的に展開している大手のドラッグストアやスーパー等ですと、岩手県の基準ではこうだけれども青森県では基準はないなど、ほかの県と違っていることで、少し取組がしにくい項目となってございます。従いまして、私どもも普及に努めているのですが、なかなか上げていくのは難しいということで、毎年同じ数字を掲載させていただきました。

○事務局

セミナーの受講者数につきましては、前回の審議会の際にもお話しさせていただきましたが、県民計画の指標になっているところでございます。県民計画の指標では、今委員からお話を頂戴したような、最終年度に向かって積み上げていく累計による指標も散見されることから、それを踏まえた設定を行ったものと考えます。

〇平本丈之亮会長

よろしいですか。ありがとうございました。ほかの方は御意見いかがでしょうか。

〇田上みね子委員

出前講座が年間 25 回となっているのですが、それに参加する人というのは、どちらかというと意識が高い人なのだと思います。学校などでの開催は良いと思うのですが、高齢者の場合は、家に閉じ籠もったりしている人もいると思いますので、出前講座の参加者がこれぐらいいたから良いと喜んでいるわけにはいかないような気がするのです。従いまして、今年はコロナで開催がなかったのですが、敬老会のような、例え意識が高くなくても、みんなが集まる場所に出向いて開催するというような方法も良いと思います。また内容も、難しいと嫌がられると思いますので、寸劇で詐欺の被害を防ぐなど、簡単に説明できるような内容で、また不特定多数の高齢者が集まるような場所で行ったほうが、広く行き渡るのではないかと思いました。

〇平本丈之亮会長

ただいまの御意見に対して、事務局からお願いします。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

出前講座ですが、地域の団体や学校から要請を受けて、私どもからの講師派遣により行っているものでございます。お話いただいたとおり、寸劇などができれば良いのですが、 実際の事例を中心とした、参加者に分かりやすい普及啓発を今後も行ってまいります。

〇田上みね子委員

今朝もジャパンライフのことをテレビでやっていましたが、私はおじいちゃんと暮らしていたものですから、お年寄りは買って喜ぶところがあります。うちのおじいちゃんも買ったのです。100万円ぐらいするネックレスみたいなものを。詐欺の人は上手ですから、本人はいろいろ説明されてだまされたとも思わないで、こっちが言っても自分は満足している。本人は高いのを買ったから効くというようなイメージで、最初の1週間ぐらいは治っ

たみたいなことを言っていました。そのような感じで、だまされたということを周りも言いにくいと思います。今はあまりないかもしれませんが、そのような詐欺のようなものは人を集めてやりますよね。そういうところに、県民生活センターのような詳しい人が入り込むなどはできないのかと思いました。

〇平本丈之亮会長

高齢者の消費者被害防止の方向性といいますか、その点に対する御意見だと思いますが、 いかがでしょうか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

高齢者本人は気づかないことが多いということから、私どもも例えば福祉の関係者や地域の方々に、出前講座での事例の紹介等を行っているところです。さらに高齢者の消費者トラブル防止のため、消費生活サポーターによるトラブル事例の地域における啓発活動なども併せて行っております。また相談を受ける中で、相談者からこのようなことがあったという情報提供も多くいただいており、高齢者の被害はやはり、地域の見守りの中で防いでいきたいと考えております。

〇平本丈之亮会長

よろしいでしょうか。ほかの方はいかがですか。 では、山口委員。

〇山口貴伸委員

信用生協の山口です。よろしくお願いします。消費生活相談対応とデジタル化にも関わるところなのですが、ウェブ相談のことについてです。前回も質問させてもらったのですが、テレビ電話のように、双方向のリアルタイムでその場で回答するという形でなくても良いと思うのです。予約の受け付けなど、つまりは若い人がアクセスしやすいような形を検討していくことはできないのだろうかということです。先ほどの説明の中では、対応について、今後国や他県の状況をみながら検討していくという回答だったのですが、リアルタイムの相談対応ではなく、受け付けをするということだけで、どういった困難や課題を感じておられるかをお聞きしたいと思います。

〇平本丈之亮会長

いかがでしょうか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

そのことにつきましては、私どもも当然に取り組んでいきたいと思っております。他県の幾つかを調べてみましたところ、メールでの相談対応につきましては、一度相談はメールで受け付けて、その後の回答は電話でするというものもありましたので、そのやり方を参考にしながら、まず手始めは同様の対応ができないかを考えているところです。ただそれに関係して、相談受付時間や人員の対応をどうするのかということについての検討は、まだこれからでございますが、前向きには進めたいと思っております。

また、ラインなどでの対応はまだ例がないものであり、それについてはほかの状況等も

見ながらということになろうかと思います。

〇平本丈之亮会長

よろしいでしょうか。

それでは、吉田委員、追加でお願いします。

〇吉田敏恵委員

同じく指標というか、主要指標の一覧についてなのですが、大きな目標を立てて達成を 難しくするのではなく、毎年毎年やることを書いて、小さな項目や数値を積み上げていく というのはとても良いことだと思います。ただ指標の在り方として、例えばセミナーを10回 する、あるいは2回するなど、毎年やることが明確にある指標と、先ほどのものもそうな のですが、何かずっと同じ数字であることが何もしないのではないかと疑ってしまう指標 があって、そこが私が混乱してしまうところなのです。例えば 28 ページのエコショップ認 定店舗なのですが、先ほどのエシカルやSDGsに関係して、持続的な発展のために、や はり事業者や消費者に対し、環境に配慮した教育の機会を増やさなければならないという ことであれば、当然、エコショップの認定店というのはどんどん増やしていってほしいと 思うのです。 せめて少しでも良いので右上がりに上がってほしいと思うのですが、今 231 で あるのにこの後ずっと 226 というのは、この 226 を維持することがとても大変なことなの かもしれませんが、実際はもうこれだけの店舗があるのだから、何もしないまま5年間過 ごそうというように、どうしても数字を見ると直感的にそう見えてしまいます。このよう に、私がこの数字を見ていいなと思う指標と、何となくおかしいのではないかと思う指標 があって、少々混乱してしまうのですが、せめてエコショップは、もっと増やしたほうが 良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〇平本丈之亮会長

お願いします。

○資源循環推進課

県庁資源循環推進課でございます。ただいま御指摘のありましたエコショップいわて認 定制度の運営を行っている課でございます。

この制度につきましては、正確な数字ははっきりしないところなのですが、平成 20 年頃から継続して事業を行っておりまして、認定店が徐々に増え続け、現在ある程度高止まりと申しますか、維持を続けているような状況にございます。

この制度は店舗の御協力で、リサイクルは具体的にこのようなことを取り組みますなどの取組項目について設定のうえ、登録していただいております。ただ協力はしていただきたいと思うところなのですが、煩雑であるとか店舗の統廃合等もありなかなか伸びない、あるいは辞めたいと申しますか、そのような店舗もいらっしゃるということから、現在このような目標設定としているところであり、まずはこの数字を維持し、制度を適切に運用していくということで進めていきたいと考えております。また、各店舗における取組についても、事業者に任意に協力いただくという形になるのですが、できるだけ制度が適切に

維持され、効果的に運用されるよう取り組んでいるというのが実態でございます。

〇吉田敏恵委員

分かりました。維持するのが大変ということが分かりました。

〇平本丈之亮会長

なかなか指標の取り方は難しいところがあり、吉田委員の御意見というのも大変貴重な意見だと思います。もちろんこの計画で一定の指標を決めたからといって、今後この先変更が必要ないとか、そのようなことではないと思いますし、時期に応じて見直し等についての検討をする機会があると私としては理解しているのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

計画の内容につきましては適宜見直しを行っていくということにしており、またその際には、こちらの審議会のほうに諮らせていただきたいと思っております。

〇平本丈之亮会長

分かりました。指標につきましては適宜見直しをするということ、また基本的な方向と しては現在の形としたいというのが事務局の考えであるということ、そのような理解でよ ろしいでしょうか。

それでは、ほかの皆様の意見はいかがでしょうか。

どうぞ、主濱委員。

〇主濱了委員

市長会の主濱でございます。まず質問を3点させていただき、その後に意見を述べたいと思います。

まずこの計画の出来上がりはどういう形になるのでしょうか。今私どもが頂いている答申案が、この程度の計画として最終的な形になるのかどうか、その出来上がりの形をまず 1点目としてお知らせいただきたいと思います。

それから2点目は今後のスケジュールです。今後どのような形でこれが推進計画になっていくのか、そのスケジュールをお教えいただきたいと思います。

それから3点目。この推進計画、岩手県消費者施策推進計画は、誰に向けるものなのでしょうか。今おられます様々な関係者、行政や弁護士であるとか、それから各種の様々な団体がありますが、誰に向けるものなのかということです。要するに一番のポイントは、消費者でもある県民に配布するのかどうかということです。そこの点を、誰に向けた計画なのかというところをお教えをいただければと思います。まずはこの3点、お尋ねいたします。

〇平本丈之亮会長

お願いします。

○藤本県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

まず1点目の出来上がりの形についてですが、基本的にはこのとおりというところでご

ざいます。

2点目のスケジュールですが、こちらにつきましては答申を頂きましたのち、県議会に 御説明させていただき、パブリックコメントや地域説明会で県民の皆さんの御意見を頂く こととしています。そしてまた最終案について県議会に報告させていただき、年度内3月 まででの策定を目指しているものでございます。

それから、3点目の誰に向けるものかというところでございます。こちらの計画は消費者施策の行動計画になっておりますので、主には私たち行政側の計画ということではあるのですが、消費者である県民の皆さんや事業者への働き掛けによって、目標が達成できるものと考えております。

〇平本丈之亮会長

では、御意見のほうを。

〇主濱了委員

まずはここまで、推進計画の基本的な方向についておまとめをいただきまして、本当に 感謝を申し上げますとともに、また敬意を表したいと思います。御苦労さまでございまし た。

先ほども申し上げたのですが、確かに私どもの審議会というのはこの 41 ページ、所掌事務というのがあり、あくまで計画の基本的な方向についてということで、この後この計画のボリュームが大きく広がってしまうのかどうか疑問があったものですからお聞きしました。方向性としては分かりました。

まずこの推進計画の基本的な内容に関係して、私はこの中でポイントとなるのは消費者 教育と、それから被害者の救済であろうと思っております。ここのところをしっかりと充 実し、なおかつ行政や関係団体のみならず、やはり一人一人の県民のレベルまでこれを見 てもらうことがよろしいのではないかと思っております。これが第1点です。

それから第2点は例えば10ページからでしょうか、先ほど申し上げました消費者教育の推進であるとか、消費者被害の救済であるとか、そのようなことが文言で書いてあります。文言で書いてはいるのですが、具体的な被害の具体例をどこかに示せば、それはもうそのまま教育につながるのではないかと思います。例えば「このような被害がありますよ」や「このようなことに遭わないようにしましょう」、あるいは救済でも「このような被害がありますよ」などです。ですから、「これにはまらないようにしましょう」という具体例、要するに行政であれば大体文言で分かるのですが、県民レベルですと本当に大変な被害や、分野が広いわけですが具体的に避けてもらいたいこと、そのような例をちりばめていただければと思います。そのようにすれば「これに遭わないようにしましょう」というようなことが非常に分かりやすく、だからこのような施策が後ろにくっつくのですという言い方ができるのではないかと思います。

それから、先ほど話題になりました出前講座であるとか、そのようなところでカバーできるのであればカバーして良いのですが、文言だけであればすっと通ってしまう。そこで、

山とか谷とかこのような事件があります、ですから、これを防ぐためにはこうしましょう、 これに陥らないためにはこうしましょうと、そのような山や谷を作れば非常に良いとも思 っております。これが2つ目。

3つ目が先ほど説明していただいたこの 29ページ、IVの一番上の表ですね、消費生活相談の解決割合と出ております。これには過去の例というのがあります。少なくとも基準年である令和元年度の分が実例としてあるはずでありますので、これも同様に、具体例としてどのような相談があってどのように解決したのか、非常にそのほうが分かりやすいので、どこかに入れていただければ、この計画自体が生き生きとしてくるのではないかと思います。

以上です。

〇平本丈之亮会長

いかがでしょうか。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

本日お示ししたのは答申案ということでございますので、今後計画にする段階で、例えば令和元年度にこのような相談がありそれについてはこのような解決になりましたなど、いわばコラム的と申しますか、実例、参考例や参考情報のような扱いをしたうえで計画を仕上げていくということは可能かと思いますので、少し工夫をさせていただきたいと考えております。

〇平本丈之亮会長

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

そもそも基本的な計画を策定するという意味合いで、個別の具体的な事案について計画中で触れるということは、なかなか難しい部分があるのかもしれません。確かに主濱委員がおっしゃるとおり、具体的にどのような被害があって、その被害を防止するためにはこのような方法が有効であるとか、このような解決事例があったので、消費生活相談の窓口に行こうという動機づけにつながったなどの情報提供は必要であるとは思います。ただこれを計画に位置づけるかどうかということについては、そこまではどうなのかと個人的には思っていますが、ぜひそのような情報提供については、今後事業を実施するうえで積極的に取り組んでいただきたいと思います。

従って今の委員の御意見については、今後の事業実施や取組の参考とさせていただくという回答で、それぞれよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

〇平本丈之亮会長

それでは、皆さんほかはよろしいでしょうか。積極的な御意見をいただいて、本当にあ りがとうございます。よろしいですか、大丈夫でしょうか。

(「はい」の声)

〇平本丈之亮会長

それでは様々な御意見をいただきましたが、基本的にはこの計画においての事業実施の 運用を埋める、そういう意味合いでの御意見であろうと、私としては理解しております。 従いまして、この答申案そのものについての修正は必要ないと申しますか、原案のとおり 答申するという方向でお諮りしたいと思っているのですが、皆様御意見はございませんで しょうか。

(「異議なし」の声)

〇平本丈之亮会長

それでは、異議なしということで進めさせていただきます。

それでは、答申案について御了承いただきましたので、当審議会から知事に対して答申 を行いたいと思います。

では、一旦事務局に進行をお返しいたします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

大変ありがとうございます。

それでは、準備が整いますまで、少々お待ちいただければと思います。

それでは、準備が整いましたので、会長から知事に対して答申がございます。

〇平本丈之亮会長

岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について(答申)。

平成31年4月26日付け県く第102号で諮問のあった標記計画の基本的方向について、 別添「岩手県消費者施策推進計画の基本的方向について(答申)」のとおり答申します。

知事におかれましては、この答申に基づき、岩手県消費者施策推進計画を策定されるようお願いします。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

答申書の写しを配付させていただきますので、少々お待ちください。

それでは、ただいま会長より答申をいただきましたところでございますので、藤澤企画 理事兼環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

〇藤澤企画理事兼環境生活部長

昨年4月に諮問を申し上げて以来、約1年半になりますが、委員の皆様方にはお忙しい中、熱心な御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございました。おかげさまで本日ここに、答申を頂くことができました。

県といたしましては、この答申に基づいて、先ほども御紹介申し上げましたが、今後パブリックコメントや地域説明会などを行ったうえ、次期岩手県消費者施策推進計画を今年度内に策定し、特に相談割合の大きい高齢者や成年年齢引き下げを踏まえた若年者への対応、消費者と事業者との連携のもとでの持続可能な社会の実現に向けた取組など、消費者施策の推進に向けて、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この計画は本県における消費者教育推進計画としての性格も有するものでございますので、消費者生活に関する情報提供や各種セミナーの実施などを通じた消費者教育の

推進に、併せて努めてまいりたいと思います。

本日に至るまで、皆様からたくさんの様々な具体的な御意見、御指導を賜りまして、ありがとうございました。ここに改めて御礼を申し上げまして、挨拶といたします。本当にどうもありがとうございました。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、ここから再び平本会長に進行をお願いいたします。

〇平本丈之亮会長

御挨拶ありがとうございました。昨年4月に、知事からこの審議会への諮問が行われて 以来、長い時間をかけて議論をし、本日答申することができました。それも皆様の熱心な 議論の賜物ということであり、改めまして御礼申し上げます。

5 その他

〇平本丈之亮会長

それではこちらの計画については以上ということにいたしまして、次に5番のその他に移ります。委員の皆様から何か御発言がございましたらお願いします。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

〇平本丈之亮会長

ありがとうございます。

最後に、私から1つだけよろしいでしょうか。先ほど無事に答申を行ったということで、本当に皆さんから様々な御意見を頂きました。この計画そのものは基本計画ですが、ここで出た意見というのはまさにその中身を補完するものであり、熱心な議論をもって多くの意見が出たというところが議事録にも残ります。そういったところを参考に、計画をよりよいものにしていただいて、かつ具体的な取組や実際の事業遂行を行ううえで役立てていただきたいと、私の願いを最後に申し上げます。

それでは、特に皆様から御発言はないようですので、進行について事務局にお返しいた します。委員の皆様は進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

○新沼県民くらしの安全課総括課長

平本会長どうもありがとうございました。

6 閉 会

○新沼県民くらしの安全課総括課長

それでは、これで本日の審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。